

県南広域振興局長告示第100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年5月17日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370400129	有限会社マツモト商会	有限会社マツモト商会	奥州市水沢区佐倉河字 嶋館37番地	平成25年4月1日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370400129	有限会社マツモト商会	有限会社マツモト商会	奥州市水沢区佐倉河字 嶋館37番地	平成25年4月1日